令和6年由仁町議会第1回臨時会 第1号

令和6年1月19日(金)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 報告第 1号 専決処分した事件の報告について(令和5年度由仁町一般会計補正 予算について)
- 5 議案第 1号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 7 議案第 3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 8 議案第 4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について
- 9 議案第 5号 伏見台球場の指定管理者の指定について
- 10 議案第 6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について

○出席議員(9名)

議長	9番	後	藤	篤	人	君	副議長	8番	早	坂	寿	博	君
	1番	浮	田	孝	雄	君		2番	加	藤	重	夫	君
	3番	東		貴	之	君		4番	大	畠	敏	弘	君
	5番	野	市	裕	可	君		6番	佐	藤	英	可	君
	7番	中	村	隆	浩	君							

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 松 村 諭 君 副 町 長 田 中 利 行 君 教 育 長 井 洋 君 石 代表監查委 吉 幸 員 田 弘 君 総 務 課 合 長 河 高 弘 君 地 域 活 性 課 長 青 山裕 志 君 住 民 課 長 中 道 康 彦 君 産 業 振 興 課 長 関 澤 和 之 君 保 健 福 島 祉 課 長 野 健 君 建設水道課 長 岩 花 司 君 会 計 管 理 者 影 山 寿 幸 君 町立診療所事務長 桐 越 佳 世 君 教 育 大 課 長 塚 郁 代 君 農業委員会事務局長 木 祐 青 次 君

○出席事務局職員

局 長 泉 陵 平 君 主 査 高 根健 太 君 主 事 山 下 真 白 君

◎開会の宣告

○議長(後藤篤人君) ただいまの出席議員は全員出席であります。 よって、令和6年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(後藤篤人君) これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(後藤篤人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 早坂君、1番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(後藤篤人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(後藤篤人君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧 おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和5年度11月分の由仁町 各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧お き願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長(後藤篤人君) 日程第4、報告第1号 専決処分した事件の報告について(令和 5年度由仁町一般会計補正予算について)を議題といたします。

町長から報告内容の説明を求めます。

町長

〇町長(松村 論君) 報告第1号、令和5年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した 事件の報告について申し上げます。

このたびの補正は、歳出では町民センターの暖房設備修繕に係る費用の計上で、歳入ではこの財源として財政調整基金を繰り入れたものであります。緊急を要する事態でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

- ○議長(後藤篤人君) 副町長
- ○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

以上で報告第1号 専決処分した事件の報告について(令和5年度由仁町一般会計補正 予算について)の報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長(後藤篤人君) 日程第5、議案第1号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 論君) 議案第1号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、戸籍法の一部を改正する法律及び関係政省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを 申し上げます。

- ○議長(後藤篤人君) 住民課長
- ○住民課長(中道康彦君) 議案第1号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の

制定について内容の説明を申し上げます。

このたび戸籍法の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる改正規定及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年3月1日に施行されることとなりました。戸籍法の一部改正におきましては、本籍地以外での戸籍謄本などの交付事務、いわゆる広域交付を可能とするほか、オンラインでの行政手続のための戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務などが追加されることから、これらに係る規定を整備し、また当該手続に係る手数料については地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によりその標準額が示されたことから、法及び改正政令に合わせて必要な改正を行おうとするものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。第2条は、種類及び金額で、表の第1号は戸籍法において磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を戸籍証明書として規定されたことから当該文言に改めるものであり、第2号については第1号と同様、除かれた戸籍について除籍証明書に改めるものであります。また、本籍地以外での戸籍謄本などの交付事務、いわゆる広域交付については、これらの規定により対応しようとするものであります。

第5号及び第19号については、届書等情報に係る内容証明書の交付事務及び閲覧に供する事務を追加し、その他文言の修正を行おうとするものであります。

第20号については、オンラインでの行政手続のための戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る規定を追加し、その手数料の額を400円とすること、2ページをお開きください。第21号においては、第20号と同様に除かれた戸籍に係る除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る規定を追加し、その手数料の額を700円と規定しようとするものでありますが、第20号及び第21号ともこれら識別符号の発行がマイナポータルにより行われる場合及び同一事項を証明する戸籍もしくは除籍謄抄本または証明書の請求を同時に行う場合については除くものとするものであります。

附則でありますが、この条例は、令和6年3月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 これから採決を行います。 暫時休憩します。

> 休憩 午後 3時12分 再開 午後 3時12分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第1号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長(後藤篤人君) 日程第6、議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 論君) 議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設でありますゆにガーデンの指定管理の期間が令和6年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経ようとするものであります。

なお、このたびの指定管理者の指定につきましては、去る令和5年12月21日に開催 されました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をいただい ているところであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 産業振興課長

○産業振興課長(関澤和之君) 議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について 内容の説明をいたします。 ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理としているところでありますが、本年、令和6年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、指定の内容でありますが、1、指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

- 2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。
- 3、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間であります。
- 4、管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。
- 5、利用料に関する事項は、設置条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成20年4月1日から16年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設等との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

- ○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 佐藤君
- ○6番(佐藤英司君) 一、二点お伺いしたいのですけれども、指定管理料、この予定といったらどのくらいになっておりますか。

それと、もう一点、指定管理者選定委員会を12月に開いたということでございますけれども、そのときに指定管理者選定委員会から何か意見がなかったかどうか、その2点を聞きたいと思います。

- ○議長(後藤篤人君) 町長
- ○町長(松村 論君) 副町長に答弁をさせます。
- ○議長(後藤篤人君) 副町長
- ○副町長(田中利行君) 佐藤議員の1点目の指定管理料でございますけれども、これに つきましては今予算を計上していて、まだ査定をしている段階でありますので、金額が幾 らというのはこの場では申し上げることができません。
- もう一点ですけれども、意見ということですけれども、ゆにガーデンの指定管理者の選定委員会の中では質問が2点ございました。意見はございませんけれども、質問の内容は申し上げたほうがよろしいでしょうか。

(「いいです」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 佐藤君

○6番(佐藤英司君) 今副町長が言ったのだけれども、金額を答えられないと言うのだけれども、指定管理させるためには金額がある程度何ぼ何ぼという予定を知らしめてから指定管理ってやらないですか。その予算というのは何も、大体の予算でいいのだから、指定管理させる場合、特に今年はこのぐらいの額ですよと予算を言えないの。議員の前では言えないのですか。

○議長(後藤篤人君) 副町長

○副町長(田中利行君) 言えないというよりも、計画書では例えば幾らぐらいを想定しているというふうに言っておりますけれども、まだ当初予算を今一生懸命予算査定をしている段階ですので、このぐらいだというふうに何も決まっていないということなのです。ただ、指定管理者自体は大体このぐらいでやりたいというその金額は当然選定委員会の中にも資料として提出はされております。

○議長(後藤篤人君) 中村君

○7番(中村隆浩君) 私のほうから何点かお聞きしたいことがございます。

まず、指定管理期間についてなのですけれども、1年というふうになって、令和2年からなのですけれども、5年が経過しようとしておりますが、その中で現時点で1年にしてよかったと思う点と、もしくは1年にして改善しなければならない点というのがあるかというところの部分と、また昨年新型コロナウイルス感染症が5類に変わって、現在の、直近でもいいので、利用状況というのを教えていただければと思います。

○議長(後藤篤人君) 町長

○町長(松村 諭君) 産業振興課長のほうから答弁させていただきます。

○議長(後藤篤人君) 産業振興課長

○産業振興課長(関澤和之君) 中村議員の質問にお答えいたします。

1点目は指定管理が1年になったことによってのメリットといいますか、よかったことということでございますが、指定管理1年、指定管理選考委員会でも毎回決算資料等を出していただいておりまして、その都度今後の事業計画というのを見直ししていただいて、しっかり計画を出していただいて、町といろんな協議をしながら事業計画を立てていただくというようなこともさせておりますので、その辺ではしっかり一年一年事業内容を見れるというところは大変よかったのかなというふうに私は思っております。

2点目の利用状況ですけれども、今年度の入園者数でよろしかったでしょうか。今年度 の入園者数につきましては、4月から11月の途中まで、今年につきましてはコキアの開 花時期が延びたということもありまして期間延長しております。ですので、11月までの入園者の実績につきましては6万5,173人とお伺いしております。 以上です。

○議長(後藤篤人君) 中村君

○7番(中村隆浩君) 状況的によく分かりましたと言っていいのかどうかあれなのですけれども、僕が言いたいのはゆにガーデン設置条例の中の第4条、ガーデンは、設置の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施するといった部分の中の(1)、都市と農村との交流の場を提供すること、それと(4)、農業及び農村に関する情報の提供をすることというふうにうたっているのですけれども、私はゆにガーデンの利用状況をもっと活用するために由仁町の若手農業者等の皆さんと共に一致団結してより農業に対しての情報提供、交流の場という部分に十分ゆにガーデンを利用してもらえるような仕組みをつくっていただきたいなというふうに思いまして、観光だけでなく由仁町の農業の発展にもつながるようにしていただければというふうに思ってこの部分を言ったのですけれども、この部分は今現在どういうふうな形で進んでいるのかだけ教えてもらえますか。

○議長(後藤篤人君) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時24分 再開 午後 3時24分

- ○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。 町長
- ○町長(松村 論君) 中村議員のご質問にお答えします。

恐らくなかなか見えてこないと、そこに端を発しての質問だと思いますが、ゆにガーデンのほうは現在由仁の農産物を使った商品開発に一生懸命取り組んでいるところでありまして、決して連携して事業をやっていないということではありません。ただ、この施設を造ったときから考えてみますと、これは少し後退しているという側面があるとは思っております。当時は農家のご婦人、あるいは婦人部等と連携していろいろなものに取り組んだのでありますが、現在はなかなか協力が得られないという段階に入っておりますので、議員がご質問のとおり、ぜひとも若手農業者の方に声をかけていただいて、この由仁町のために連携して事業ができれば一番いいのではないかなと思っていますので、私どもも担当を通じて声を発していきますので、ぜひともご協力をいただきたいと思っております。

○議長(後藤篤人君) そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 ゆにガーデンの指定管理者の指定については、原案のとおり決することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第7、議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 論君) 議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 産業振興課長

○産業振興課長(関澤和之君) 議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により平成18年4月1日から指定管理による管理としているところでありますが、本年、令和6年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容でありますが、1、指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑

地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。

- 3、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間であります。
- 4、管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。
- 5、賃貸料及び使用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は 平成29年4月1日から7年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に 所有する複数の観光施設等との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募 集方法は非公募としたところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決すること にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(後藤篤人君) 日程第8、議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 論君) 議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君) 議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町三川会館につきましては、由仁町三川会館設置条例第3条の規定により平成21年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明をいたします。 1、指定管理を行わせる施設は、由仁町三川会館であります。

- 2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、札幌市中央区南1条東2丁目1番地、日盛 ビル管理株式会社代表取締役、横田智彦であります。
- 3、指定管理期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。
- 4、管理業務の範囲は、由仁町三川会館設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可や使 用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。
- 5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額を上限として金額を 決定し、指定管理者が定める使用料を指定管理者の収入として収受させることなどであり ます。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります日盛ビル管理株式会社の1者であったこと、また同社は平成21年度から6期15年間にわたる指定管理の実績を有しており、今後におきましても適切な指定管理業務が期待できますことから、同社を指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

佐藤君

○6番(佐藤英司君) 1点お伺いしたいのですけれども、三川会館の利用実績、これだ

けちょっと教えてもらえますか。1日当たりの平均何人でもいいです。

○議長(後藤篤人君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時34分 再開 午後 3時34分

○議長(後藤篤人君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

保健福祉課長

〇保健福祉課長(野島 健君) 三川会館の利用実績でございますが、直近1年間の利用 実績でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

〇保健福祉課長(野島 健君) お答えさせていただきます。 令和 4 年 1 2 月から令和 5 年 1 1 月までの 1 年間の利用実績でございますが、 3 3 6 件、 延べ 3 , 9 8 2 人の実績となっております。

○議長(後藤篤人君) そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長(後藤篤人君) 日程第9、議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定について を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 論君) 議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第2号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを 申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 教育課長

○教育課長(大塚郁代君) 議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定により平成26年4月1日から指定管理による管理としているところでありますが、本年、令和6年3月31日をもって1年間の指定管理期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容でありますが、1、指定管理を行わせる施設は、伏見台球場であります。

- 2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、青木雅彦であります。
- 3、指定管理期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの 1 年間であります。
- 4、管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可や使 用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。
- 5、使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成26年4月1日から10年間にわたる指定管理の実績があるほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご 異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長(後藤篤人君) 日程第10、議案第6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算に ついてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 論君) 議案第6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について、提案 の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では能登半島地震義援金及び担い手確保経営強化支援事業補助金の計上並びに由仁町物価高騰等支援給付金の増額などで、歳入ではこれらの財源として国庫支出金及び道支出金の増額並びに財政調整基金を繰り入れるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申 し上げます。

- ○議長(後藤篤人君) 副町長
- ○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑 はありませんか。

浮田君

○1番(浮田孝雄君) 一般管理費についてお伺いしたい。

義援金として一応今回50万を寄附しましょうと、それは分かります。人的な援助というのは一切お考えはないのでしょうか。

○議長(後藤篤人君) 町長

○町長(松村 論君) 現在のところ人的支援を行う予定は今のところありません。これは、いろいろ逐次私どものほうにも情報も入ってきているわけですが、胆振東部地震のときと違いまして職員を派遣した場合もまず宿の確保から自分たちの食料から飲料水まで、それらを全て自分らで確保して被災地のほうに向かってくださいということで、実は道のほうからもそういった情報提供もありましたが、現状においてはこれは、あれだけの距離が離れておりますので、大変難しいなと思っております。ただ、復旧が始まっていきますとまた状況が変わりますので、そのときにはその情報をしっかり精査して考えていきたいと思っています。

ただ、これはまだ未定なのですが、かつて東北の震災のときには北海道の全ての市町村の消防に対して消防職員の派遣要請というのがありましたので、こちらのほうはまだ届いておりませんので、本議会とは別になりますが、南空知消防組合のほうでどう対応するのかというのはまだ決まっていないところであります。

○議長(後藤篤人君) そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和5年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決すること にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(後藤篤人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。 令和6年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

◎閉会 午後 3時49分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後藤篤人

- 8 番 議 員 早 坂 寿 博
- 1 番議員 浮田孝雄